

會社は爭議團員諸君が罷業長きに亘るに従ひ物質的缺乏に苦しむつゝあるべきを  
恕し之を救済するは差向き最も喫緊の問題と信じ松岡氏に「幾何の手當を求めら  
るゝや」を問ひたるも明答を得られなかつた松岡氏の真意が那邊にあつたかは測  
り難いが會社は労働爭議の先例を參酌して一人につき百圓づゝの手當を贈與する  
ことにしたのである百圓は爭議團側から觀れば少額と難するであらうが爭議經過  
日數の百五十日に割當てると一日約六十七錢に相當し決して少額なりとは斷じ能  
はぬことを信ずる。

五、本爭議に關し提起の刑事問題告訴は互に之を取下ぐることに

六、解雇者にして工員社宅居住の者は解決の日より三ヶ月以内に退去すること

### ●會見延期の實相

之れに對し同氏は甚だ不滿の色を示しましたけれ共結局考慮の上何分の返答すべき

を約し、越えて十五日使を以て左の書面を提示され會見は姑く延期といふ形になりま  
した。

二月十五日

罷業團代表

野田醬油株式會社

松岡駒吉

代表 並木重太郎殿

冠省

一昨日十三日御提示の解決貴案は餘りに距離甚しく従つて來る十八日には御伺  
ひすること困難と存じ候に付き御諒承相成度何れ總選舉後重ねて御意を得度と  
存じ居候尙貴方に於かせられても更に御考慮置き下され度希望いたし候